

新春TMB 資産家セミナー

～ 平成27年度税制改正！どうなる？今後の日本の税制!! ～

税理士法人 トータルマネジメントブレン

有限会社 トータルマネジメントブレン

寒冷の頃、皆様ますますご健勝のこととお慶び申し上げます。さて、年末に消費税増税を巡る衆議院選挙が実施され、それに伴い平成27年度税制改正大綱が、年末に発表される予定となっています。税制改正大綱と幅広い情報網を駆使し、いち早く皆様へ情報をお届けし、将来の賢い対策を考える上でお役に立てるよう、新春セミナーを下記の要領にて開催させていただきます。万障お繰り合わせの上ご参加下さいませ。

日 時：平成27年 1月25日(日) 13:30～16:40

受付開始 13:00

参加費無料

場 所：トーコーシティホテル梅田 2階会議室(葵)

定員 100名

第1部 「平成27年度税制改正大綱を読み解く」

13:30～14:15(45分) 講師 税理士 今仲 清 先生

14:15～14:55(40分) 講師 弊社代表 坪多 晶子

第2部 ディスカッショントーク

「どうなる？今後の税制！ どうする？これからの資産家！！」

15:10～16:40(90分) 税理士 今仲 清 先生 VS 弊社代表 坪多 晶子

上記スケジュールは一部、変更となる場合がございます

～ 内 容 ～

個人金融資産の世代間移転、経済の活性化、脱デフレ、アベノミクスはいよいよ正念場を迎え、次のような様々な税制改正が行われる予定です。

結婚育児資金一括贈与非課税制度の創設？

生命保険金の非課税枠拡大？

住宅取得資金非課税贈与限度額3,000万円に？

海外移住→株の含み益に課税？

非上場株式についての納税猶予制度の拡充？

こどもNISAの創設とNISAの上限額を120万円へ引上げ？

法人税の実効税率は引き下げ？

事業用資産の買い替え特例の延長？

ふるさと納税の拡充？

生命保険料控除の金額が拡充？

空家の敷地にかかる固定資産税の増税？

預貯金にマイナンバー制度がつけられる時期は？etc..

自民党政権は体制万全となった中、これからの税制は一体どうなるのか！？

高額所得者、資産家への増税が行われると共に、経済活性化のための様々な手が打たれています。

その様な中、税制改正大綱についての様々な疑問点に坪多が深く切り込み、税制改正において造詣の深さでは日本で有数の今仲税理士の卓抜した見識を引き出します。この機会を逃さず、是非御参加下さいませ。

～ 講師 紹介 ～



弊社代表
税理士 坪多晶子

神戸商科大学卒業。
1990年坪多税理士事務所設立。
1990年 有限会社 トータルマネジメントブレン設立、代表取締役に就任。
2012年 税理士法人 トータルマネジメントブレン設立、代表社員に就任。
上場会社の非常勤監査役やNPO法人の理事及び監事等を歴任後、上場会社や中小企業の資本政策、資産家や企業オーナーの資産承継や事業承継、さらに税務や相続対策などのゼネラルコンサルタントとして活躍する傍ら、全国で講演活動を行い、マスコミにも出演。各種税務に関する人気書籍も多数執筆。



ゲストスピーカー
税理士 今仲清先生

不動産有効活用・相続対策の実践活動を指揮しつつ、セミナー講師として年間100回にもものばる講演を行っている。財団法人区画整理促進機構・派遣専門家NPO法人近畿定期借地借家権推進機構・理事等を務める。

お問合せ先：税理士法人トータルマネジメントブレン・有限会社 トータルマネジメントブレン
TEL:06-6361-8301(代) FAX:06-6361-8302 受付：笹川・小椋(オグラ)

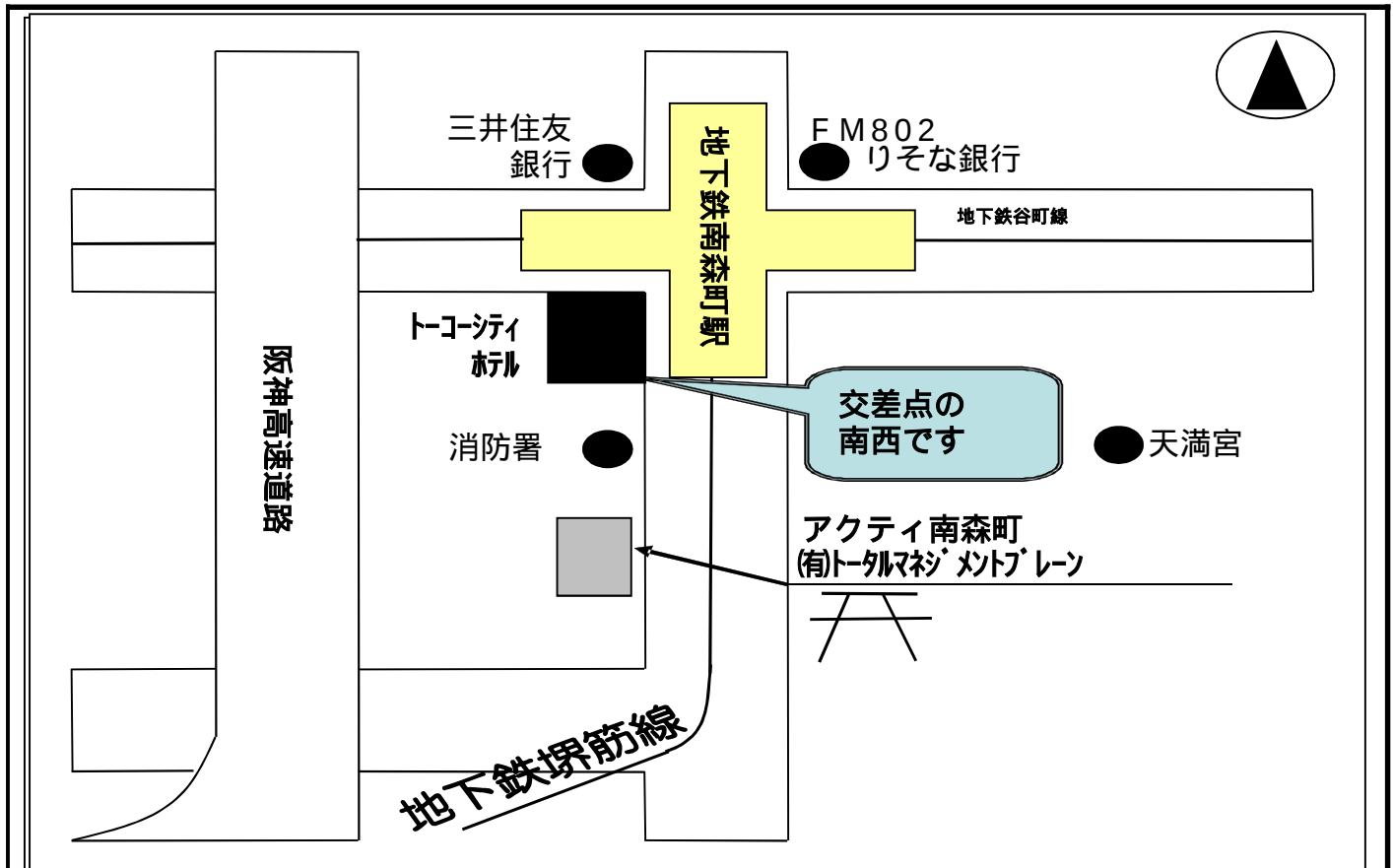
新春TMBセミナー 1/25開催分 セミナー参加申込書兼受付票

申込先FAX 06-6361-8302

申込締め切り:平成27年1月16日(金)

* 申し込み多数の場合は、先着順にて定員になり次第締め切らせていただきます。

お問合先TE06-6361-8301(担当:笹川・小椋)



JR東西線

大阪天満宮駅より徒歩 1 分

番出口真上

地下鉄

地下鉄谷町線・堺筋線「南森町駅」

番出口真上

～ 会場へのお問い合わせ ～

〒530-0054

大阪市北区南森町1-3-19

トコシティホテル梅田 代表(06-6363-1201)

フリガナ			
御 芳 名			
御 住 所			
電 話 番 号			F A X 番 号
ご紹介者	ご紹介者がいらっしゃる場合は、ご紹介いただいた方をご記入下さい。		

大変お手数ではございますが、当日はこの申込書兼受付票をお持ち下さい。